

1. 用紙

品名	環境配慮仕様
複写機用紙	<p>【水準1】 ①総合評価値が80以上であること。 ②パージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p>
OA用紙(フォーム用紙等)	<p>【水準1】 ・古紙パルプ配合率70%以上 ・パージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>

2. 印刷物

品名	環境配慮仕様
パンフレット類 (パンフレット、ポスター、チラシ等背糊のないもの)	<p>【水準1】 (用紙) ①総合評価値が80以上であること。 ②パージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。 (印刷インキ) 1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。 ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。 ① 石油系溶剤を使用しないインキ ② 石油系及び植物系の溶剤(油脂)を用いたインキで、芳香族炭化水素類が1%以下の溶剤を用いたインキ(エコマーク商品認定基準に適合又は同等以上のもの) イ.インキの化学安全性が確認されていること。 2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。 ①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(本ガイドのP4.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。 ②電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>【水準2】 (VOC対策) ・熱風乾燥印刷の場合、VOC排出処理装置(脱臭装置)を100%設置し適切に運転・管理していること。またはUV印刷を行っていること。 ・水なし印刷システムを採用していること。 ・湿し水循環システムを採用するなど、IPA濃度を5%未満に管理していること。 ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること。 ・自動布洗浄を使用する、または自動液洗浄の場合は循環システムを使用していること。 ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOC発生抑制策を講じていること。 (印刷) ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ・印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ・印刷版(アルミ基材のもの)のリサイクルを行っていること。 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ・デジタル印刷機の場合は、省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っていること。 ・インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p>

<p>報告書類(パンフレット類を除く背糊のあるもの)</p>	<p>【水準1】 (用紙) ①総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>(印刷インキ) 1.オフセット印刷である場合は、次の基準を満たすこと。 ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。 ① 石油系溶剤を使用しないインキ ② 石油系及び植物系の溶剤(油脂)を用いたインキで、芳香族炭化水素類が1%以下の溶剤を用いたインキ(エコマーク商品認定基準に適合又は同等以上のもの) イ.インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>2.デジタル印刷の場合は、次の基準を満たすこと。 ①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(本ガイドのP4.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。 ②電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>(加工資材) 製本加工等で使用する加工資材は、紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならないものを使用すること。</p> <p>【水準2】 (VOC対策) ・熱風乾燥印刷の場合、VOC排出処理装置(脱臭装置)を100%設置し適切に運転・管理していること。またはUV印刷を行っていること。 ・水なし印刷システムを採用していること。 ・湿し水循環システムを採用するなど、IPA濃度を5%未満に管理していること。 ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること。 ・自動布洗浄を使用する、または自動液洗浄の場合は循環システムを使用していること。 ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOC発生抑制策を講じていること。</p> <p>(印刷) ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ・印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ・印刷版(アルミ基材のもの)のリサイクルを行っていること。</p> <p>(加工資材) ・「古紙リサイクル適正ランクリスト」※に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使われていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ・印刷物へリサイクル適正を表示すること。 ・デジタル印刷機の場合は、省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っていること。 ・インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p>
--------------------------------	---

3. 文具・事務用品

品名	環境配慮仕様
【文具類共通】	<p>【水準1】 再生材の基準として、金属を除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>1 プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ただし、スタンプ台、朱肉、連射式クリップ(本体)、修正テープについては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</p> <p>2 木質の場合にあつては、間伐材、製材残材等の再生資源が使用されていること、又は、合法に伐採された木材が使用されていること。(証明方法は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること。)また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/nfh以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>3 紙の場合にあつては、再生紙を使用していること。バージンパルプが原料として使用される場合は、間伐材、製材残材等の再生資源からつくられたバージンパルプ、又は、合法に伐採された木材からつくられたバージンパルプであること。</p>
	<p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
【筆記具】	
シャープペンシル	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。
シャープペンシル替芯	〃 (ケース)
ボールペン	〃
水性マーカー	〃
サインペン	〃
蛍光ペン	〃
鉛筆	〃
【テープ類】	
セロハンテープ	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)(巻芯)
布粘着テープ	【文具類共通】のとおり(製品本体について再生材を使用)
【紙製品】	
封筒	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
封筒クラフト	〃
ノート	〃
付箋	〃
インデックス	〃
プリンターラベル	〃
【ファイル類】	
フラットファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
Z式ファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)、とじ具が分離可能
パイプ式ファイル	【文具類共通】のとおり(表紙芯材に再生紙を使用)、とじ具が分離可能
ボックスファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
カットフォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
個別フォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
持ち出しフォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)
クロス表紙	【文具類共通】のとおり(表紙芯材板紙に再生紙を使用)
クリアファイル	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。
クリアケース	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。
クリアホルダー	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。
【その他】	
文書保存箱	古紙パルプ配合率80%以上
定規	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。
のり(液状、スティック)	【文具類共通】のとおり(再生材を使用:容器部分)
はさみ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用:ハンドル部分)
連射クリップ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(本体))
修正液、修正テープ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(本体))
スタンプ台、朱肉	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(ケース))

ステープラー (汎用型)	<p>【水準1】 ・主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(構造部分を除く)。 それ以外の場合にあつては、【文具類共通】のとおり(再生プラスチック40%以上)。</p>
ステープラー (汎用型以外)	<p>【水準1】 【文具類共通】のとおり(再生プラスチック40%以上)</p>
トナーカートリッジ	<p>【水準1】 ・使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量(トナーを除く)の95%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・トナーの化学安全性が確認されていること。 ・感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ・使用される用紙が本ガイドの品目に該当する場合は、当該環境配慮仕様を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>【水準2】 ・回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ・包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
塗料	<p>・建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。 ・建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、もしくはVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。</p>
ダストブロー	<p>オープン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取り扱いについての適切な記載がなされていること。</p>
チョーク	<p>【水準1】 なし 【水準2】 再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p>
グラウンド用白線	<p>【水準1】 なし 【水準2】 再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。</p>
掛時計	<p>【水準1】 ・次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小型充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【水準2】 ・使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様
トイレトペーパー	<p>【水準1】 古紙パルプ配合率100% 【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ティッシュペーパー	<p>【水準1】 古紙パルプ配合率100% 【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

5. 衣料品等

品名	環境配慮仕様
災害対策用毛布	<p>【水準1】 ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
災害対策用カーペット	<p>【水準1】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
被服・貸与被服	<p>【水準1】 ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
作業用手袋	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂からつくられるポリエステル繊維が製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く)で50%以上使用されていること。 ・ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く)で50%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
集会用テント	<p>【水準1】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

ブルーシート	<p>【水準1】 ・使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
旗・のぼり・幕	<p>【水準1】 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ・製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
モップ	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

6. 什器(オフィス家具)

品名	環境配慮仕様
オフィス家具(椅子、机、棚、収納用什器、ローバーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード)	<p>【水準1】</p> <p>■再生材の基準として、大部分の材料が金属である場合を除き、金属を除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>1 プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>2 木質の場合にあつては、間伐材、製材残材等の再生資源が使用されていること、又は、合法に伐採された木材が使用されていること。(証明方法は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること。)また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>3 紙の場合にあつては、再生紙を利用していること。バージンパルプが使用される場合は、間伐材、製材残材等の再生資源からつくられたバージンパルプ、又は、合法に伐採された木材からつくられたバージンパルプであること。</p> <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル)を極力含まないこと。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が整っていること。 ・省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること。 ・使用済み製品を回収し、再使用又はリサイクルする体制があること ・ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。 ・トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの発散量が可能な限り少ないこと。 ・椅子については、容易に部品を交換できること。 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

7. OA機器

品名	環境配慮仕様
コピー機、スキャナー、複合機、デジタルコピー機、プリンタ、ファクシミリ	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 紙の使用量を削減できる機能が付いていること。(両面コピー／印刷機能、複数ページコピー／印刷機能) 鉛、水銀、カドミウム、ポリプロピレニウム、ポリプロピレニウムエーテルは、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。^{※1} <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の素材表示がなされていること。 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 部品に希少金属類^{※2}を含む場合には、再使用のための設計上の工夫がなされていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電子計算機(サーバ型電子計算機、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの)	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達に関する基本方針(平成24年2月)」(国基準)P35～P38の【判断の基準】を満たすこと。 PCグリーンラベルの認定を受けていること。 上記ラベルの表示がカタログ、梱装箱、ホームページ等で確認できること。 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニウム、ポリプロピレニウムエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、パソコン本体及びモニターについては、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 一般行政事務用ノートパソコンにおいては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。(内臓モデム、無線LAN、フロッピーディスクドライブ、CD/DVDドライブ、MOドライブ等は標準搭載ではなく、調達時に選択又は外部接続可能であること。) <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達に関する基本方針(平成24年2月)」(国基準)P35～P38の【配慮事項】のうち、全部又は一部を満たすこと。 製品の素材表示がなされていること。 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
磁気ディスク装置	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<p>プロジェクタ</p>	<p>【水準1】 ・製品本体の重量が国の定める「環境物品等の調達に関する基本方針」の【判断の基準】①に適合していること。 ・消費電力が国の定める「環境物品等の調達に関する基本方針」の【判断の基準】②に適合していること。 ・待機時消費電力が1W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ・光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ・光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ・可能な限り低騒音であること。 ・使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ・筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p>
<p>シュレッダー</p>	<p>【水準1】 ・待機電力が国の定める「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に適合していること。 ・低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以内にセットされていること。</p> <p>【水準2】 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電子卓上計算機</p>	<p>【水準1】 ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>一次電池又は小形充電式電池</p>	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・一次電池である場合は、最小平均持続時間が国の定める「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に適合していること。 ・小形充電式電池(二次電池)であること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>ボタン電池</p>	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 水銀を使用していないこと。</p>
<p>携帯電話、PHS</p>	<p>【水準1】 ・「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ・「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)に係る配慮事項のうち、全部又は一部を満たすこと。</p>

8. 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様
蛍光灯照明器具	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)P96～P99の【判断の基準】①に係るエネルギー消費効率の基準を満たすこと。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ・分解が容易である等材料再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
LED照明器具	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)P96～P99の【判断の基準】①に係るエネルギー消費効率の基準を満たすこと。 ・演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ・LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ・分解が容易である等材料再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・包装は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再利用システムがあること。
LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格寿命は30,000時間以上であること。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解が容易である等材料再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・包装は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再利用システムがあること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
直管蛍光灯ランプ (大きさの区分40形蛍光灯ランプ)	<p>【水準1】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Hfインバータ方式器具に使用するランプの場合は、高周波点灯専用形(Hf)であること。 2. 一般形(ハロゲン酸カルシウム蛍光体使用)蛍光灯ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 3. 3波長形蛍光灯ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm/W以上であること。 イ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ. 水銀封入量は製品平均7mg以下であること。 エ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 オ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

電球形状のランプ	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)P100～P102の【判断の基準】②アに示された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ.水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ.定格寿命は6,000時間以上であること。 ②LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.「環境物品の調達に関する基本方針」(平成24年2月)P100～P102の【判断の基準】①ア.に係るエネルギー消費効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm/W以上であること。 イ.演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ.定格寿命は30,000時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 イ.定格寿命は6,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
エアコン	<p>【水準1】 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示すエネルギー効率の基準を下回らないこと。統一省エネラベルの対象であるものについては、相対評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に複数存在しない場合には、4つ星、4つ星が複数ない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。) ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること(業務用のものを除く)。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
冷蔵庫(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫)	<p>【水準1】 ・電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫については、統一省エネラベルの相対評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に複数存在しない場合には、4つ星、4つ星が複数ない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。) ・電気冷凍庫については、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫を除く)。</p> <p>【水準2】 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の素材表示がなされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
テレビ	<p>【水準1】 ・統一省エネラベルの相対評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に複数存在しない場合には、4つ星、4つ星が複数ない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。) ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・待機時消費電力が少ないもの。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

ビデオ、DVDレコーダー	<p>【水準1】 ・購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
電気便座	<p>【水準1】 統一省エネラベルの相対評価が、購入の年度においても最も高いもの。(5つ星等の製品が市場に複数存在しない場合には、4つ星、4つ星が複数ない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。)</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ジャー炊飯器	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
電子レンジ	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ストーブ	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率率(%)を下回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ガス調理機器	<p>【水準1】 ・こころ部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率率(%)を下回らないものであること。 ・グリル部及びオープン部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示すガス消費量(Wh)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロピレニル、ポリプロピレニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

給湯器、温水器	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none">・ヒートポンプ式電気給湯器(成績係数(COP)が3.5以上のものに限る。)、ガス潜熱回収型給湯器、又は石油潜熱回収型給湯器であること。ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次の1又は2の基準を満たすこと。1 ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率を下回らないものであること。2 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。 <p>・ヒートポンプ式電気給湯器の場合、次の1及び2の基準を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。2 ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none">・製品の素材表示がなされていること。・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。・再生プラスチック材が多く使われていること。・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	--

9. 自動販売機

品名	環境配慮仕様
飲料自動販売機	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないこと。 ・冷媒に次の物質が使用されていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. オゾン層を破壊する物質 イ. ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン) ・断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 ・「環境物品の調達の推進に関する基本方針」(平成24年2月)P211～P214の【判断の基準】④に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 ・使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。

10. 自動車

品名	環境配慮仕様
自動車	<p>【水準1】</p> <p>九都県市指定低公害車であること。また、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準が設定されているものは、この基準を満たすこと。</p>

11. 車載機器

品名	環境配慮仕様
カーナビゲーションシステム	VICS(道路交通情報通信システム)に対応していること。

12. 自動車タイヤ

品名	環境配慮仕様
自動車用タイヤ 【バス・貨物等用】	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更正可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更正タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更正に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
自動車用タイヤ 【普通自動車用】 (市販用タイヤ(スタッドレスタイヤを除く))	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転がり抵抗係数が9.0以下であること。(※) ・スパイクタイヤでないこと。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の長寿命化に配慮されていること。 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。

13. ライフライン

品名	環境配慮仕様
<p>電気 (電力の自由化対象施設であり、かつ、電気の購入を競争する場合)</p>	<p>【水準1】 電力の自由化対象施設であり、かつ、電気の購入を競争する場合、環境価値(再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。)の確保量(次の(1)及び(2)の合計の量とする。以下同じ。)を予定使用電力量の5%以上とすること。ただし、電気と調達先を別にすることができる。</p> <p>〈環境価値の種類〉 本ガイドで認める環境価値は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第一号及び第二号に規定する知事が別に定める発電(平成21年東京都告示第988号)※1による次のものに限る。</p> <p>(1) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第6条の規定に従って基準利用量の減少に充てたものを除く。)</p> <p>(2) 知事が認める認証機関により認証された環境価値※2の量</p> <p>【水準2】 (水準1の適用施設以外) 環境価値の確保量を予定使用電力量の5%以上とすること。</p>

14. 燃料

品名	環境配慮仕様
ガソリン	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリン。</p>

15. 自動車による運搬及び輸送

品名	環境配慮仕様
自動車による運搬及び輸送	<p>【水準1】 ・自動車NOx・PM法で対策地域内に登録できない自動車は使用しないこと。</p> <p>【水準2】 ・低公害・低燃費車を使用すること。</p>

16. 食堂

品名	環境配慮仕様
食堂・喫茶店	<p>【水準1】 廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。</p> <p>【水準2】 ・事業者単位で食品廃棄物の再生利用等実施率目標を定め、目標を達成するための取組が行われていること。 ・店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。 ・食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p>

17. 小売業務

品名	環境配慮仕様
小売業務	<p>【水準1】 容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。</p> <p>【水準2】 取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。</p>

18. クリーニング

品名	環境配慮仕様
クリーニング	<p>【水準1】 ・ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ・エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ・ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>【水準2】 可能な限り包装材(ポリ包装資材、袋等)の削減に努めていること。</p>

19. イベントにおける食器等

品名	環境配慮仕様
イベントにおける食器等	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 都が主催するイベント等で食器を使用する場合は、可能な限りリユース食器を使用すること。</p>

20. 照明機能提供業務

品名	環境配慮仕様
蛍光灯機能提供業務	<p>【水準1】 次の要件を満たす機能提供型サービス(サービサイジング)であること。 ・使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、直管蛍光灯に係る水準1(本ガイドのP10.品名「直管蛍光灯」参照)を満たす蛍光灯が使用されていること。 ・回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ・蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>【水準2】 ・使用済蛍光灯の回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・使用済蛍光灯の回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ・蛍光灯の配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p>